

重要事項説明書

当事業所は鹿児島県の指定を受けています。
(第 4610121438 号)

この「重要事項説明書」は、鹿児島市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成 24 年鹿児島市条例第 43 号)に定める「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚労省令第 38 号 第 4 条)」の規定に基づき、居宅介護支援の提供に係る契約締結に際して、ご注意頂きたいことを説明するものです。

この書類で事業所の概要や居宅介護支援がどのように提供されるのか等をご説明させていただきます。

「分からないこと」や「分かりにくいこと」がございましたら、遠慮なくご質問下さい。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

書類名	重要事項説明書
法人名	医療法人草清会
事業所名	いいだクリニック
サービス種別	居宅介護支援

1. 事業者概要

法人名称	医療法人 草清会
所在地	〒890-0014 鹿児島市草牟田2丁目17番3号
代表者氏名	飯田清高
法人設立	平成10年11月9日（昭和4年創業）
電話番号	099-222-1729
FAX番号	099-223-9650
ホームページ	https://www.iida-cl.com
その他の介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ○通所リハビリテーション ○訪問看護 ○居宅療養管理指導 ○訪問リハビリテーション ○住宅型有料老人ホーム

2. 事業所概要

事業所名称	いいだクリニック
所在地	〒890-0014 鹿児島市草牟田2丁目17番2号
電話番号	099-222-1729
FAX番号	099-223-9651
管理者	内野良子
開設年月日	平成12年4月1日
開設者	飯田清高
営業日	<p>月曜日～金曜日</p> <p>※但し、日曜日、祝日、8/14～8/15、12/31～1/3は除きます。</p> <p>※利用者様、ご家族からのご要望に応じて、上記営業日以外においても可能な範囲で柔軟に対応いたします。</p>
営業時間	午前9時～午後5時 ※電話等により24時間連絡が可能です。
介護保険事業所番号	第4610121438号
通常の事業の実施地域	鹿児島市

3. 事業の目的及び運営の方針

事業目的	
<p>居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、介護サービスを適切に利用できるように、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの種類内容等の計画を作成し、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整の他の便宜の提供を行うことを目的とします。</p>	
運営方針	
(1)	<p>事業所が実施する事業は、介護保険法の基本理念に基づき、地域福祉の向上に貢献し、ご利用者の住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、心身の状況に応じ、必要時に多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を支援し、作成された居宅サービスに沿ってサービスの提供が確保されるよう努めます。</p>
(2)	<p>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>利用者の意志に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。 ※別紙(2)を参照ください。</p>
(3)	<p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、サービス事業者の選択・推薦にあたっては公正中立に行います。</p>
(4)	<p>事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図ります。</p>

4. 事業所の従業員体制

職種	員数	職務内容
管理者	1名 (常勤)	主任介護支援専門員の資格を有します。 事業所を代表し、指定居宅介護支援の提供と業務管理を行います。
介護支援専門員	1名以上	指定居宅介護支援の提供を行います。

5. サービスの内容(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第12条及び第13条」に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅支援の提供方法及び内容は次のとおりとします。

1. 利用者の相談を受ける場所	居宅介護支援事業所内及び利用者宅、その他必要と思われる場所で行います。
2. 課題分析の実施	<p>(1)課題分析の実施にあたっては利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。</p> <p>(2)課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分に把握し利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握します。</p> <p>(3)課題分析については、在宅ケアアセスメント表（MDS-HC2.0）を用います。</p>
3. 居宅サービス計画原案の作成	利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
4. サービス担当者会議の実施	居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
5. 居宅サービス計画の確定	介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又はその家族の同意を得ます。
6. サービス実施状況の継続的な把握及び評価	介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又はその家族の同意を得ます。
7. 医療機関及び介護保険施設等との連携	居宅介護支援事業者は医療機関との迅速な情報提供を行うことで効率的な連携をします。利用者の同意を得て主治医に意見を求める際は、当該医師に対し、ケアプランを交付します。利用者が医療機関へ入院する際に、利用者が担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼し、入院後に必要な情報の連携を行います。退院時も居宅において日常生活を営むために必要な情報を得たうえで居宅サービス計画を作成します。また、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。また、当該介護保険施設から退院又は、退所する際にも在宅生活への移行が速やかに行えるよう必要な支援をします。
8. 介護支援専門員の居宅訪問頻度	<p>介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行います。</p> <p>(1)一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。</p> <p>(2)一月に一回、モニタリングの結果を記録する。</p>

9. 福祉用具の貸与	介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載し、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をしたうえで、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載します。
------------	--

6. 利用料、その他の費用の額

居宅介護支援の利用料、その他の費用の額は次のとおりです。

- (1) 居宅介護支援利用料は法定料金に準ずるものであり、介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたりについて決められています。ただし、法定代理受領により当事業者の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。
※具体的な内容は別紙(1)を参照ください。
- (2) 提供した居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付します。
- (3) 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があった場合、指定居宅介護支援を行うために要した交通費については、利用者の同意を得て実費の支払いを利用者またはその家族から受けます。

注意) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦サービスの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。そのサービス提供証明書を後日、市町村の窓口へ提出しますと、保険給付負担金相当分の払い戻しを受けることができます。

7. 記録の整備

- (1) 居宅介護支援事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- (2) 居宅介護支援事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

8. 身体拘束廃止等の原則禁止

居宅介護支援の提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 虐待防止対策

居宅介護支援事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めます。

- (1) 居宅介護支援事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来る。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 居宅介護支援事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 居宅介護支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

す。

- (5) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

高齢者虐待防止対策委員会担当者	管理者 内野良子（主任介護支援専門員）
-----------------	---------------------

10. 非常災害対策

- (1) 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震、津波、火山等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
防火管理者及び責任者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
- ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行います）
 - ②非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。
- (2) 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11. 業務継続計画(BCP)の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練(机上訓練も可)を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 緊急時対応・事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。
- (2) 居宅介護支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講じ、利用者が予め指定する連絡先にも連絡を行います。
- (3) 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センターに連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (4) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。
- (5) 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
- (6) 居宅介護支援実施時に災害（風水害、地震、津波、火災、噴火時等）が発生した時には、別途定める災害対策に沿った活動を速やかに実施します。またこの時、従業員自身の身の安全を確保すると共に、利用者宅のある地域の避難計画に沿って安全に誘導をします。

◇サービス提供中などで利用者の容態急変等の緊急時、事故発生時には下記にご連絡します。

連絡先①	氏名	(続柄)	電話
------	----	------	----

連絡先②	氏名	(続柄)	電話
------	----	-------	----

1 3. 衛生管理・感染症対策

- (1) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来る。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練(机上訓練も可)を定期的実施します。

1 4. 相談窓口及び苦情受付窓口

- (1) いいだクリニックは利用者からのサービスの相談及び苦情に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

いいだクリニック窓口	サービス向上委員会 及び 居宅介護支援事業所管理者
連絡先	電話 099-222-1729 F A X 099-223-9651

- (2) いいだクリニック以外にも下記の相談窓口等があります。

鹿児島市 すこやか長寿部 介護保険課	電 話 099-216-1277 (対応時間 9:00～17:00) F A X 099-219-4559
鹿児島県国民保険団体連合会 介護保険課 介護相談室	電 話 099-213-5122 (対応時間 9:00～17:00) F A X 099-250-4307
鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進部内 福祉サービス運営適正化委員会	電 話 099-286-2200 (対応時間 9:00～16:00) F A X 099-257-5707

15. 秘密保持と個人情報の保護

- (1) 事業所、その介護支援専門員又は従業者は、個人情報の保護に関する法律の遵守に努め、居宅介護支援を提供するうえで、知り得た利用者及びその家族等に関する事項正当な理由なく、その第三者に漏洩しません。
- (2) 事業所は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業所は、サービス担当者会議等において、福祉サービス事業者との連携を図るなど正当な理由において利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ます。
- (4) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報方法の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (5) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供について必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。

◇事業所が定める個人情報保護管理規定に基づき、利用目的等を次のように定めています。

使用目的	<p>(1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。</p> <p>(2) 上記(1)の他、介護支援専門員又は介護サービス事業所や関係医療機関との連絡調整のために必要な場合。</p> <p>(3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、当該利用者が体調等を崩し、又はけが等で病院を利用する際、必要に応じて医師や看護師等に説明をする場合。</p>
------	--

具体的な利用方法	<p>(1) 事業所内での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供職員間との連携 ・当該利用者の介護や医療サービスの向上 ・当事業所にて行われる実習生の実習への協力 ・当事業所において行われる事例研究 <p>(2) 外部事業所への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議等において、利用者に居宅サービスを提供しているサービス事業者等との連携をする場合。またその事業者との照会回答をする場合。 ・利用者の医療機関への診療や入院等に当たり、その医療機関の医師等から意見や助言を求められた場合。 ・家族等への心身の状況説明をする場合。 ・鹿児島県、国民健康保険団体連合会、社会福祉協会等から調査や照会があった際の報告や回答をする場合。 ・各市町村、国民健康保険団体連合会への介護報酬関連費用請求に関する事務作業を行う場合。 ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談や届出等
使用する期間	当該利用者がサービスの提供を受けている期間
使用する条件	<p>(1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることが無いよう細心の注意を払います。</p> <p>(2) 事業所は高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報を行うことができるものとし、その場合、事業所は秘密保持違反の責任を負わないものとしします。</p> <p>(3) 個人情報を使用した会議、その参加者、個人情報利用の内容等の経過を記録することとします。</p>
個人情報保護担当者	管理者 内野良子(主任介護支援専門員)

16. 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスについて

利用者の人生における医療やケアは、本人を取り巻く多職種による医療・ケアチームと本人が繰り返し話し合うことが重要です。そこでは医療従事者からの適切な情報提供と説明を基に、本人の意志決定を基本とします。

当事業所では、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って方針を決定していきます。

事業所は、日常的に話し合える環境づくりや、利用者本人、家族等と事前に繰り返し話し合う中での意思決定への支援に努めて参ります。

17. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

18. 善管注意義務

事業所は、利用者より委託された業務を行うに当たり、法令を遵守し、良なる管理者の注意を持ってその義務を遂行します。

19. 従業者の就業環境の確保

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える次のような行為は組織としては許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

※上記は、当該法人職員、取引先業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

4) ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

20. 本契約に定めない事項

(1) 利用者と事業所は、審議誠実を持って本契約を履行するものとします。

(2) 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

21. 裁判管轄

利用者と事業所は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることに予め合意します。

居宅介護支援のサービス提供開始にあたり、利用者に対し本書面にて重要な事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者と事業者が署名の上、1通ずつを保有するものとします。また、2021年の介護報酬改定にて、この説明・同意・交付の確認手段として、従来の文書による署名のほか電子署名等の電磁的方法も認められることとなりました。事業所はこれまでと同様、重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けたことについての利用者からの署名は、文書・電子に関わらず必要ですが、押印については不要とします。

別紙(1)

◇利用料

居宅介護支援費の費用は全額保険給付の対象となるため、負担金はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領出来ない場合は、一旦 1 ヶ月あたりの料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出して頂きますと、全額払い戻しを受けられます。

【基本利用料】

	要介護度	利用料(1ヶ月あたり)
居宅介護支援費 (I) (i)	1・2	10,860円
	3・4・5	14,110円

(注)上記の基本利用料は厚生労働大臣が定める金額であり、これが改定された場合は自動的に改定されます。

【加算】

加算名	加算額	加算の要件
初回加算	3,000円/月	①新規※に居宅サービス計画を作成する場合。 ②要支援者が要介護認定を受け、居宅サービス計画を作成する場合。 ③要介護状態区分が2区分以上変更され居宅サービス計画を作成する場合。 ※新規とは、契約の有無に関わらず、当該利用者について過去2月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指します。
入院時情報連携加算	I 2,500円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日※の内に、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
	II 2,000円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日※に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含みます。

加算名		加算額	加算の要件
退院退所加算	I	4,500円 ※情報の提供をカンファレンスで得た場合 6,000円	①退院退所にあたり、医療機関等の職員と面談(テレビ電話等の活用可)を行うこと。 ②医療機関等の職員から利用者に係る情報の提供を1回受けていること。 ③必要な情報を得たうえで、ケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること。
	II	6,000円 ※情報の提供をカンファレンスで1回以上得た場合 7,500円	①退院退所にあたり、医療機関等の職員と面談(テレビ電話等の活用可)を行うこと。 ②医療機関等の職員から利用者に係る情報の提供を2回以上受けていること。 ③必要な情報を得たうえで、ケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること。
	III	9,000円	①退院退所にあたり、医療機関等の職員と面談(テレビ電話等の活用可)を行うこと。 ②医療機関等の職員から利用者に係る情報の提供を3回以上受け、1回以上はカンファレンスにより受けること。 ③必要な情報を得たうえで、ケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること。
通院時情報連携加算		500円 (月1回を限度)	①利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行うこと。 ②医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録すること。
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000円 (月2回を限度)	①病院・診療所の求めにより、医師・看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行うこと。 ②必要に応じて居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。 ③カンファレンスの実施日、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名、カンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載すること。

別紙(2)

居宅介護支援における各サービスの割合や各サービスの同一事業者による提供の割合表

ケアマネジメントの「公正中立性の確保」を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合と、サービスごとの同一事業者によって提供された割合を上位3位まで公表する資料になります。

1) 資料作成日と集計期間

この資料の作成日	令和7年10月1日
データ集計期間	令和7年前期 : 令和7年3月から令和7年8月まで

2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、福祉用具貸与、通所介護、地域密着型通所介護の各サービスの利用割合

サービス種別	利用割合 (%)
訪問介護	9%
福祉用具貸与	67%
通所介護	12%
地域密着型通所介護	20%

3) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、福祉用具貸与、通所介護、地域密着型通所介護のサービスごとの、「同一事業者」によって提供されたものの割合。

●訪問介護

提供事業所名、割合 (%)		
ニチイケアセンター西鹿児島前 46.15%	ヘルパーステーションちょう家 46.15%	(株)ほのぼの介護玉里 7.69%

●福祉用具貸与

提供事業所名、割合 (%)		
株式会社カクイックスウィング 31.25%	住まいるライフ(株) 19.79%	パナソニック エイジフリーショップ富士 13.54%

●通所介護

提供事業所名、割合 (%)		
デイサービスよかなあ七福神 66.67%	デイサービスひなたの家 33.33%	

●地域密着型通所介護

提供事業所名、割合 (%)		
デイサービスセンター七福神 40.00%	デイサービス小春日和 40.00%	リハビリ特化型デイサービス リハビックス甲突店 20.00%